

けるとともに、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づいて、大阪市における手話通訳者の養成事業ならびに手話通訳者派遣事業の充実と質の確保をなされるよう要望する。

5. 「障害者優先調達法」ならびに「障害者雇用促進法」改正法の施行実施を受け、障がい者就労施設等の受注拡大ならびにその発注単価額等により一層意を用いられるとともに、率先して大阪市として障がい者雇用をおこない、さらにその就労継続に配慮されるよう要望する。
6. 障がい者の住み良い社会環境を実現するため、新バリアフリー法に基づく整備を早急に進められたい。特に、地下鉄全駅での可動式ホーム柵設置については、民間会社になっても引き続き大阪市の関与の下に早急を実施するよう要望する。
7. 大阪市避難行動要支援者名簿が、災害時に全域において有効に活用されるよう要望する。
8. 障がい者スポーツの発展充実のため、長居障がい者スポーツセンターの存続と大規模改修等を要望する。
また、廃止された野田阪神駅と舞洲障がい者スポーツセンターを結ぶ市バス路線の復活を引き続き要望する。
9. 市内に居住する障がい者・児がこれからもずっと住み慣れた地域で安心・安全に暮らせられるような施策整備を要望する。
10. 長年住み慣れた地域で住み続けることは、大阪全域に居住するすべての障がい者の願いであります。平成30年度厚生労働省予算でも昨年に引き続きグループホームなどの整備の促進が挙げられていることから、大阪市においてもその整備促進に積極的に努められるとともに、その施設設置および運営基準等の改善についても国に働きかけるよう要望する。

今回の要望書の提出の際、今後の大阪市の施策に反映されるよう、各団体とも改めてお願いをいたしました。

事業所協議会職員向け研修会が開催されました

(特非) わかたけ会 バンブー
生活支援員 田中 千智

1月14日(金)に大阪市社会福祉センターで大

阪市手をつなぐ育成会事業所協議会の職員研修会が行われ、大阪府立大学准教授である三田優子先生から「障がい者への意思決定支援」というテーマで講義をして頂きました。

三田先生のお話を伺い、私が一番強く感じたことは、いかに利用者さんと向き合い、寄り添えるような支援者になるかということでした。利用者さんの夢や希望、趣味や目標などに向き合うこと、例え利用者さんの望むことが実際には難しいことであっても、支援者目線の考えで話をし、無理、出来ないと言われし諦めさせるのではなく、さまざまな違う視点から向き合い、どうしてそのことに興味を持ったのかを考える。そして少しでも望むことに近づける方法を一緒に探し、利用者さんが納得するような支援を行うことができるようになることが大切だということでした。



また、重度の障がいがあっても寝たきりであっても、人のお話が苦手であっても自分の意思は必ず持っています。支援者が仕草や表情から思いを読み取り、そして思いを引き出してあげることが支援者の役割であると感じました。

利用者さん一人ひとり当然個性があり支援方法が異なります。一人ひとりにあった支援を行うために、支援者は日々利用者さんと向き合い、寄り添うことで支援者自身もスキルアップし、より良い環境を作ることが大切だと思います。

最後に、今回の研修を受けて、私は利用者さんに対してどのような関わり方をしているのか、これからのようにして利用者さんと関わっていったらいいのかを考えることができました。そして、すべてのことにおいて最後に物事を決めるのは利用者本人であるということを再確認できました。

これから私自身も成長できるよう学び、利用者さんが安心して自分の思いをぶつけてもらえるような支援者になりたいと思いました。